

世田谷区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

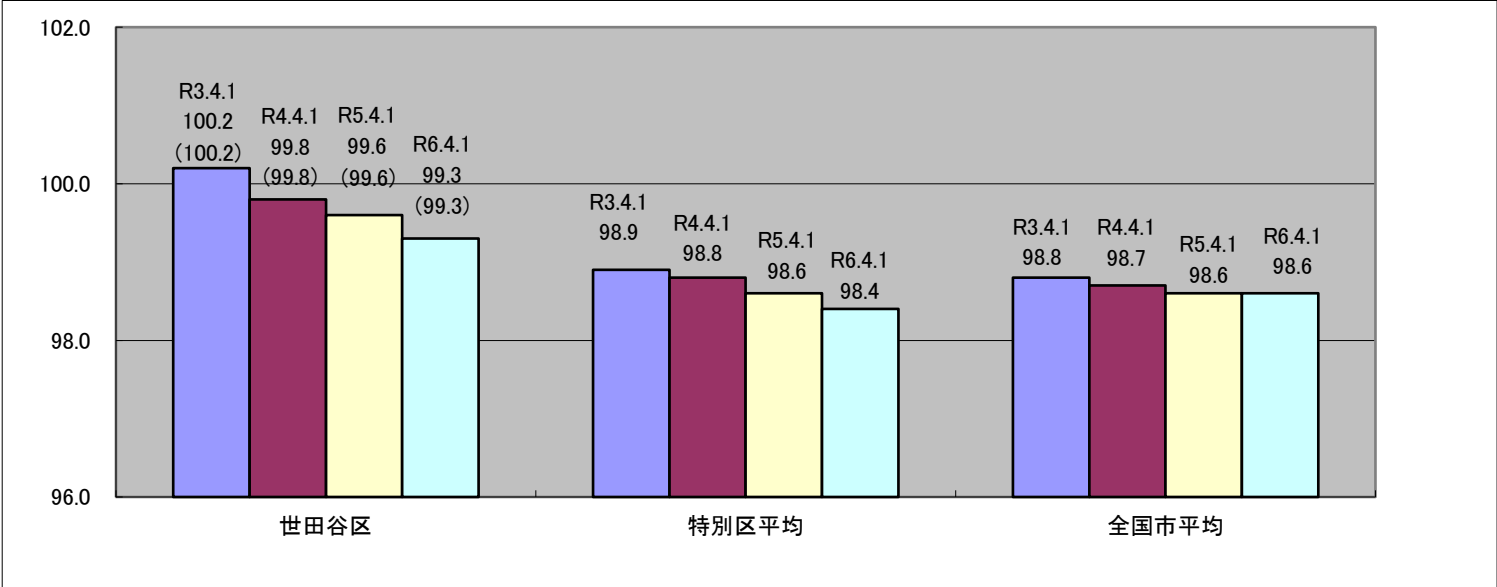
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 918,141	千円 370,376,911	千円 11,118,266	千円 56,080,193	% 15.1	% 15.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費B/A	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 5,349	千円 18,038,632	千円 6,958,026	千円 8,687,660	千円 33,684,318	千円 6,297.3	千円 6,577.0

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の数字である。
また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 特別区平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(特別区)のラスパイレス指数を平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 393,192	円 382,163	11,029円 (2.89%)	% 2.89	% 2.89	% 2.76

(注) 1「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数 (令和6年度)
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.87	月 4.65	月 0.22	月 0.2	月 4.85	月 4.60

(注) 1「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】 未実施

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)
特別区人事委員会勧告等を踏まえて、給料月額を地域手当の引上げ分と同率程度引下げ(行政職給料表(一))については、平均1.7%引下げ)。若年層については、Ⅰ類初任給までの号給等を据え置き。これらの号給付近等は引下げを緩和。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準20%に対し、世田谷区においても20%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成27年度の 支給割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年 度の支給 割合	令和6年 度の支給 割合
	4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
世田谷区の支給割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

単身赴任手当については国や他団体との均衡を図って見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
世田谷区	39.5歳	300,774円	427,820円	377,321円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
特別区	39.8歳	298,662円	424,891円	374,938円

② 技能労務職

区分	公務員					民間(東京都平均)			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
世田谷区	52.3歳	528人	282,740円	380,395円	346,924円	-	-	-	-
うち清掃職員	53.7歳	255人	293,873円	417,426円	361,997円	廃棄物処理業	-	-	-
うち用務員	52.7歳	120人	284,385円	353,762円	346,357円	用務員	-	-	-
うち守衛	58.5歳	13人	281,100円	383,179円	357,182円	守衛	46.2歳	306,500円	1.25
うち自動車運転手	56.0歳	1人	316,900円	500,628円	380,280円	自家用乗用自動車運転者	57.9歳	304,900円	1.64
うちその他	48.7歳	139人	260,804円	334,326円	318,561円	-	-	-	-
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
特別区平均	53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
世田谷区	-	-	-
うち清掃職員	6,678,834円	4,376,300円	1.53
うち用務員	5,804,432円	3,297,300円	1.76
うち守衛	6,207,573円	4,162,500円	1.49
うち自動車運転手	7,853,814円	4,084,700円	1.92
うちその他	5,397,883円	-	-

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～5年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
世田谷区	40.1歳	341,341円	450,145円
東京都	39.8歳	341,332円	441,317円
特別区	38.3歳	331,651円	443,446円

- (注) 1「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝超過勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		世田谷区	東京都	国	
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円	総合職	200,700円
	高校卒	158,100円	160,100円	一般職	196,200円
技能労務職		150,200円	157,500円	164,000円	

※ 世田谷区の技能労務職の初任給は、技能Ⅲを記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

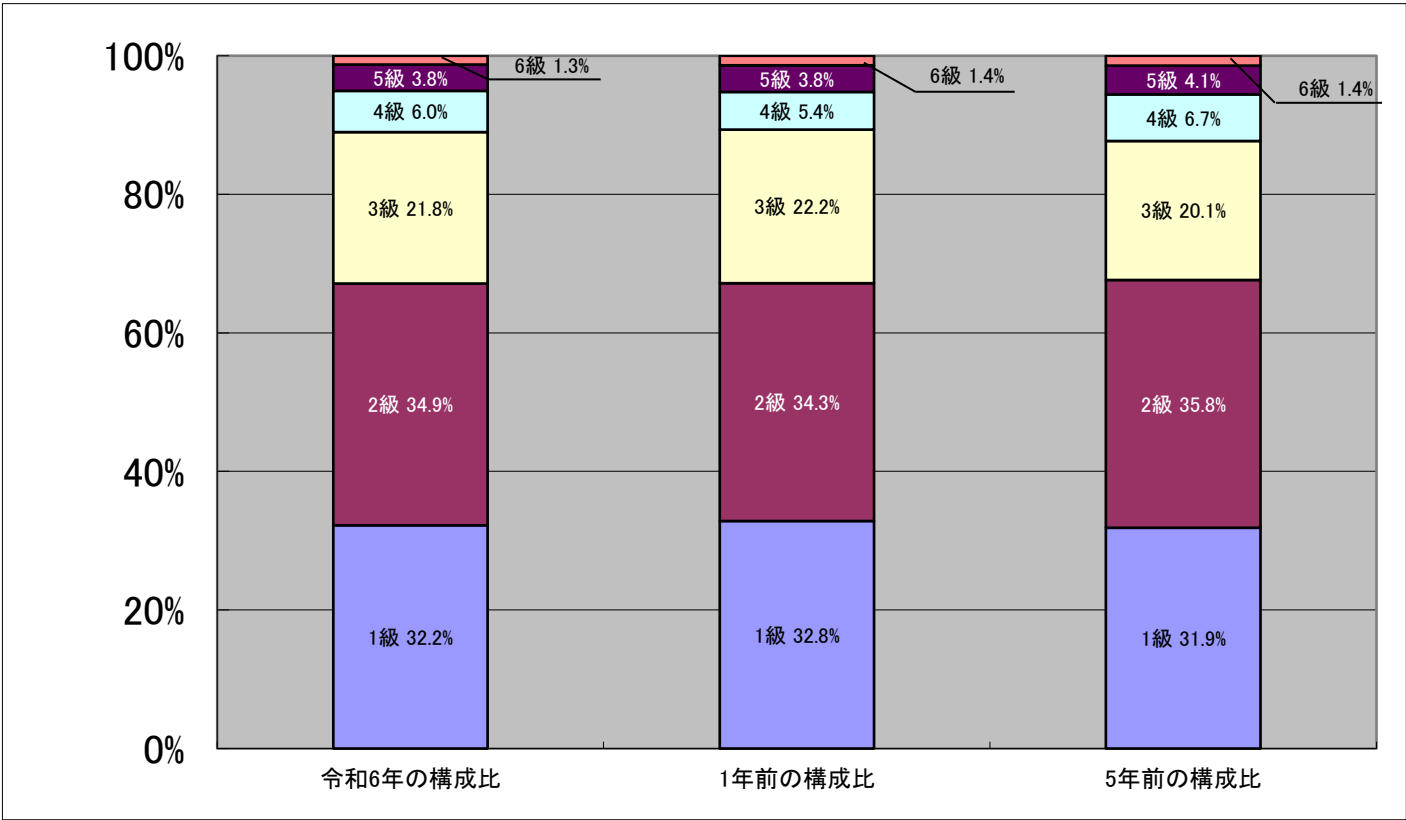
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,539円	319,601円	357,695円
	高校卒	221,040円	277,433円	306,100円
技能労務職		216,950円	280,800円	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

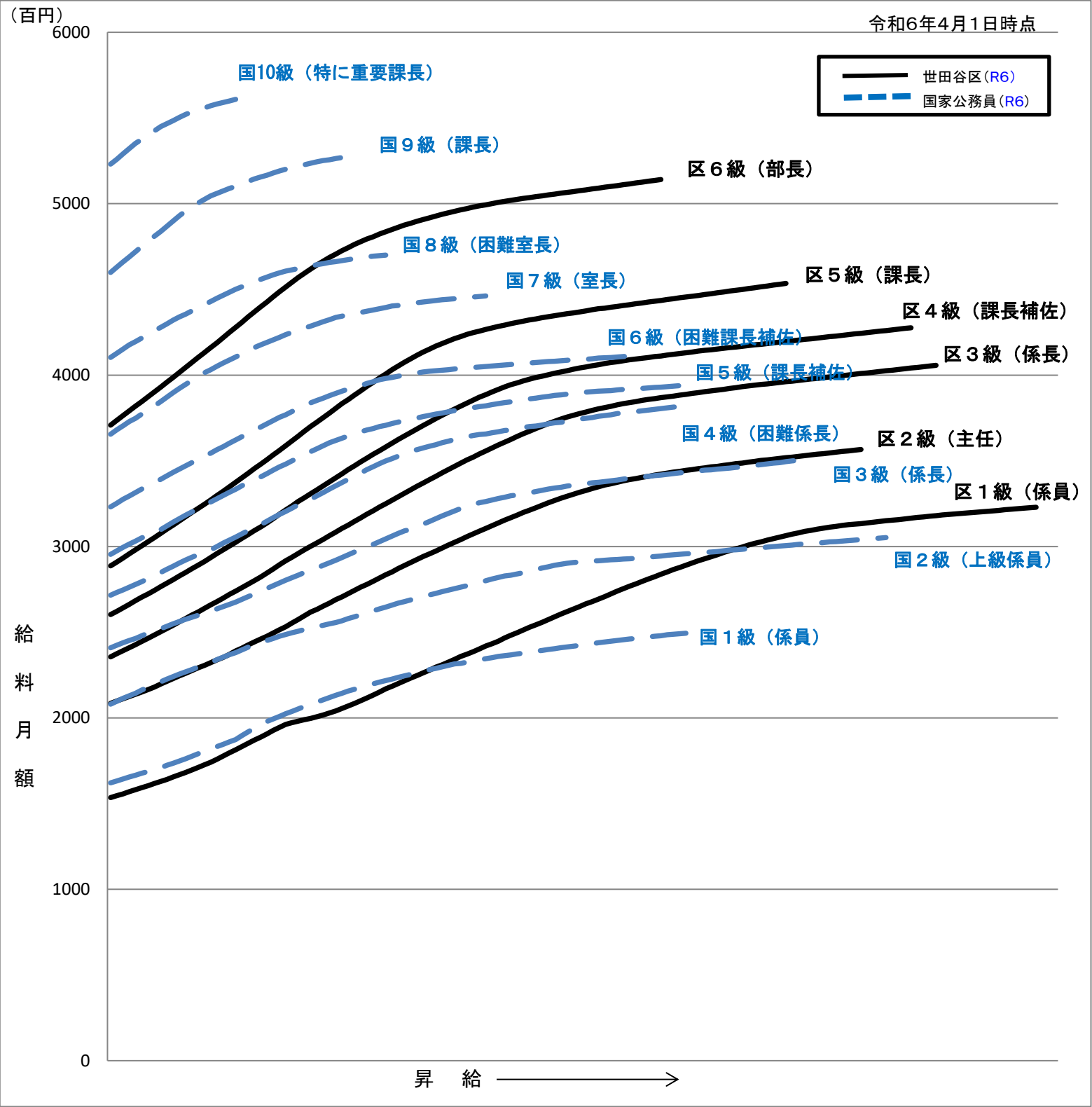
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	42人	1.3%	370,800円	514,100円
5級	課長	124人	3.8%	288,700円	453,500円
4級	課長補佐	197人	6.0%	260,300円	427,600円
3級	係長	717人	21.8%	235,600円	405,700円
2級	主任	1,148人	34.9%	208,500円	356,600円
1級	係員	1,059人	32.2%	153,500円	322,900円

(注) 1 世田谷区給与条例に基づく、フルタイム再任用職員を除く行政職給料表(一)の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成30年4月1日より行政系人事制度が改正(旧給料表の1級から3級を廃止し、新給料表の1級及び2級を新設。旧給料表の6級及び7級を新給料表の5級に統合)され、これまでの8層制から6層制になりました。

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(世田谷区)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和5年度)

世田谷区	東京都	国
1人当たりの平均支給額 1,638千円	1人当たりの平均支給額 1,907千円	
(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.35月分) (1.10月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 (1.35月分) (1.10月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
◆ 管理職 期末手当 勤勉手当 2.05月分 2.60月分 (1.175月分) (1.275月分)	◆ 管理職(課長級/部長級) 期末手当 勤勉手当 2.00/1.80月分 2.65/2.85月分 (1.15月分) (1.30月分)	
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算:5～20% ・管理職加算:15～20%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算:3～20% ・管理職加算:15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算:5～20% ・管理職加算:10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(世田谷区)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

世田谷区			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
(退職時特別昇給					
1人当たり平均支給額	1,967千円	19,771千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		3,926,931千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		700,737円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
世田谷区	20%	5,604人	20%
山梨県富士河口湖町	0%	1人	－

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		61,506千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		148,207円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		7.5%		
手当の種類(手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特定危険現場作業手当	施設営繕第一課及び第二課、 建築審査課に勤務する職員	小荷物専用昇降機の検査業務	0千円	1台につき180円
		乗用貨物用昇降機又はエスカレーターの 検査業務	7.0千円	1台につき370円
	施設営繕第一課及び第二課、 建築審査課に勤務する職員	建築物等の建設現場において、地上10 メートル以上の足場の不安定な箇所にお ける工事の監督又は検査業務	19.2千円	日額280～370円
有害物質等取扱業務手当	保健所に勤務する職員	有害な物質もしくは薬品を使用し、又は使 用することによって発生する毒物に堪え て、試験、研究、検査又は作業を行う業務	13.9千円	日額190円
		エックス線その他の放射線操作業務	19.2千円	日額520円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症の患者等に接触する業務	68千円	日額170～630円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	42,797.3千円	日額700円
一時保護業務手当	一時保護所に勤務する職員	児童の一時保護を行う業務	10,290.0千円	日額1,470円
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	家庭訪問、指導、相談等を行う業務	8,292.6千円	日額950円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,737,583千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	344千円
支給実績(令和4年度決算)	1,708,492千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	339千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績(令和5 年度決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額(令和5年 度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 ①配偶者 6,000円 ②子 9,000円 (16～22歳の子に対する加算 4,000 円) ③父母等 6,000円	異	支給額等	268,046千円	183,971円
住居手当	大都市における特殊事情や住宅事情等を考慮して、住 居費の一部を補うために支給される手当(月額27,000 円以上の家賃を支払っている者に限る。) 月額 8,300円～27,000円	異	支給額等	275,911千円	165,812円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を 支給する手当 支給限度額 1ヶ月55,000円	異	支給額	660,111千円	130,637円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊性に 基づいて支給される手当 職務により41,900円～142,400円	異	支給額	247,411千円	1,161,554円
初任給 調整手当	科学技術等の専門的な知識を有する職員(医師等)の 採用を容易にするため、民間における賃金との較差等 を考慮して設けられた手当 月額 118,000円～268,500円	異	支給額	9,724千円	2,430,900円
宿日直 手当	宿日直勤務に従事する職員に支給される手当 一回につき2,900円～7,800円	異	支給単価	3,179千円	397,400円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり (令和5年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に所在する公署に勤務する職員に対して11月から翌年3月まで支給される手当 世帯等の状況により月額 7,360円～17,800円	同		89千円	89,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時、緊急の必要等により週休日・休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給される手当 職と勤務時間に応じ、勤務一回につき3,500円～18,000円	異	支給単価	708千円	15,733円
休日給・夜勤手当	休日給…休日に於いて正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×135 / 100 夜勤手当…正規の勤務時間における勤務として深夜(22:00～翌5:00)までの間に勤務することを命じられた職員に対して、その間に勤務した全時間について、割増給与として支給される手当 勤務1時間当たりの給与額×25 / 100	同		120,886千円	153,409円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活している職員に支給される手当 月額 30,000円～44,000円	異	支給額等	432千円	432,000円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	区長	1,053,200円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副区長	810,700円	1,286,000円 / 914,400円	1,027,000円 / 810,700円
報酬	議長	929,600円	956,000円 / 856,000円	
	副議長	787,100円	809,000円 / 763,500円	
	委員長	665,500円	/	
	副委員長	633,500円	/	
	議員	616,500円	621,000円 / 594,800円	
期末手当	区長 副区長	(5年度支給割合) 3.90月分		
	議長 副議長 委員長 副委員長 議員	(5年度支給割合) 3.90月分		
退職手当	区長 副区長	(算定方式) 給料月額×支給割合 ×勤続年数	(1期の手当額) 区長: 19,993,904円 副区長: 10,184,580円	(支給時期) 任期ごと
	備考	支給割合 区長:4.76月 副区長:3.15月		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

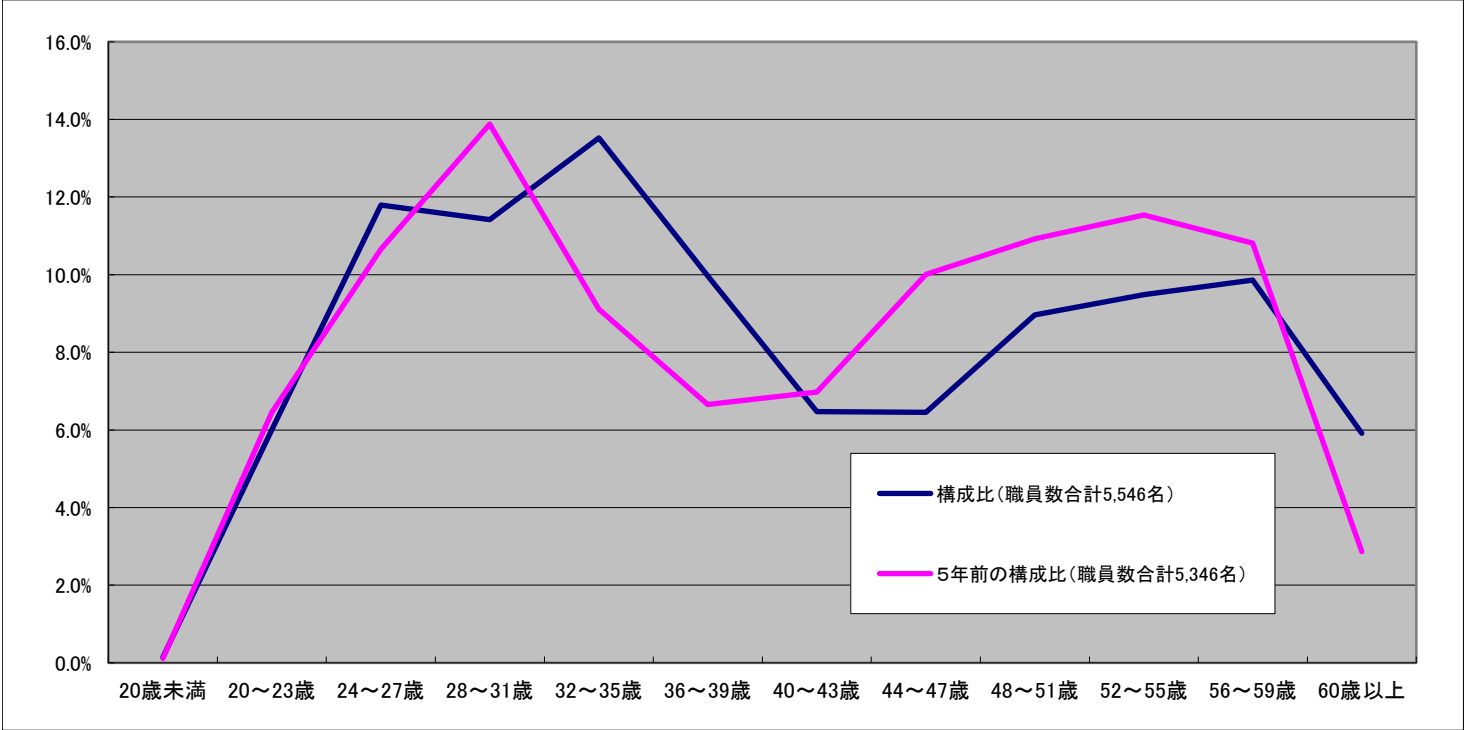
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在) (単位:人)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	26	25	1	育児休業者等対応
		総務・企画	1,004	978	26	新たな行政経営への移行実現プラン対応 災害対策・危機管理体制の強化
		税務	152	150	2	育児休業者等対応
		民生	2,257	2,250	7	重層的支援体制整備事業の推進
		衛生	637	657	-20	新型コロナワクチン接種事業の体制見直し
		労働	0	0	0	—
		農林水産	11	11	0	—
		商工	38	37	1	育児休業者等対応
		土木	693	675	18	災害時及び水防時対応の強化、住宅施策強化
		計	4,818	4,783	35	<参考>人口1,000人あたり職員数 5.23人
	教育部門		565	566	-1	現業退職不補充
	小計		5,383	5,349	34	<参考>人口1,000人あたり職員数 5.85人
計業公 部等営 門会企	その他	163	165	-2	育児休業者等対応解消	
合計		5,546	5,514	32	<参考>人口1,000人あたり職員数 6.02人	
		[6,000]	[4,925]			

(注)1 職員数は一般に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	333人	654人	633人	750人	553人	359人	358人	497人	526人	547人	328人	5,546人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,592	4,658	4,752	4,762	4,783	4,818	226 [4.7%]
教育	591	595	591	569	566	565	-26 [-4.6%]
普通会計計	5,183	5,253	5,343	5,331	5,349	5,383	200 [3.7%]
公営企業等会計計	163	165	164	168	165	163	0 [0.0%]
総合計	5,346	5,418	5,507	5,499	5,514	5,546	200 [3.6%]